

令和6年第4回川西町 議会定例会会議録

令和6年12月3日 火曜日 午前9時30分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊 藤 進

出席議員（13名）

1番 船 山 千 鶴 君	2番 鈴 木 孝 之 君
3番 寒河江 寿 樹 君	4番 遠 藤 明 子 君
5番 渡 部 秀 一 君	6番 寒河江 司 君
7番 吉 村 徹 君	8番 鈴 木 幸 廣 君
9番 神 村 建 二 君	10番 橋 本 欣 一 君
11番 高 橋 輝 行 君	12番 伊 藤 進 君
13番 井 上 晃 一 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 茂 木 晶 君	副 町 長 島 貫 啓 一 君
教 育 長 小 林 英 喜 君	総 務 課 長 有 坂 強 志 君
安全安心課長 前 山 律 雄 君	財 政 課 長 坂 野 成 昭 君
まちづくり 課 長 大 友 勝 治 君	政策推進課長 色 摩 良 一 君
会計管理者・ 税務会計課長 鈴 木 玄 君	住 民 課 長 中 山 宗 隆 君
福祉介護課長 梶 山 由 美 君	健康子育て 課 長 近 祐 子 君
産業振興課長 内 谷 新 悟 君	農地林務課長 ・農業委員会 事 務 局 長 佐 藤 賢 一 君
地域整備課長 大河原 孝 如 君	教育文化課長 安 部 博 之 君
監 査 委 員 嶋 貫 榮 次 君	財 政 主 幹 石 田 英 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優 徳

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 任 高 橋 知 希

議 事 日 程 (第 1 号)

令和6年12月3日 火曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第71号 花丘町下小松線防雪柵設置工事変更請負契約の締結について

日程第 4 議第63号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について

日程第 5 議第64号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について

日程第 6 議第67号 川西町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第68号 指定管理者の指定について

日程第 8 議第69号 指定管理者の指定について

日程第 9 議第70号 指定管理者の指定について

日程第10 議第65号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第5号)

日程第11 議第66号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算(第4号)

日程第12 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

令和6年10月24日、南陽市議会本会議場において置賜広域病院企業団議会定例会が開催され、令和5年度病院事業会計決算、令和6年度病院事業会計補正予算（第1号）が上程され、それぞれ原案のとおり認定及び可決されました。

また、監査委員菅野直彦氏の任期満了に伴う監査委員の選任が提案され、引き続き同氏を選任することについて原案のとおり同意されました。

令和6年11月13日、東京のNHKホールにおいて全国町村議会議長など関係者が出席して、第68回町村議会議長全国大会及び第49回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催されました。

大会では、当面する重要課題の実現に向けた特別決議2件、諸課題の解決を図るための要望事項28件、議員の成り手不足対策及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望、また豪雪地域の振興対策についての要望事項8件がいずれも満場一致をもって採択、決定されました。

令和6年11月18日、米沢市議会議場において置賜広域行政事務組合議会定例会が開催され、

令和５年度一般会計歳入歳出決算、令和５年度消防特別会計歳入歳出決算、指定金融機関の指定の変更について、養護老人ホーム南陽やすらぎ荘の指定管理者の指定について、手数料の徴収等に関する条例の一部改正について、令和６年度一般会計補正予算（第３号）、令和６年度消防特別会計補正予算（第２号）が上程され、いずれも原案のとおり認定及び可決されました。

諸般の報告を終わります。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長茂木 晶君。

（町長 茂木 晶君 登壇）

○町長 おはようございます。

私のほうから、９月以降の町政報告を行います。

９月３日から２０日まで、第３回川西町議会定例会が開催されました。

９月６日から８日までの３日間、第４１回地酒と黒べこまつりを開催いたしました。今年は、参加者の熱中症対策と最高級の米沢牛をよりおいしく堪能していただくため、町内飲食店と自宅での開催としました。川西生まれ、川西育ちの最高級の米沢牛２頭分と川西町が誇る２つの酒蔵の地酒を町内７つの飲食店で３９３名、自宅持ち帰りにて３３６名、合計７２９名の方々に堪能いただきました。

９月２６日、第１回川西町総合教育会議を開催いたしました。会議では、第２期川西町教育等の振興に関する大綱アクションプランの進捗状況を確認するとともに、第３期教育大綱の策定に向けて意見交換を行いました。

９月２７日、第２回川西町生活安全推進協議会を開催いたしました。会議では、最近の犯罪等の発生状況について報告を受けた後、生活安全推進協議会長表彰の選考結果の報告と１０月１９日に開催する川西町民生活安全推進大会の実施内容を決定いただきました。

１０月１９日、第１５回川西町民生活安全推進大会を開催いたしました。大会では、生活安全推進協議会長表彰、交通安全功労者表彰及び防犯ポスターと防犯標語の表彰が行われ、私たちが築く安全・安心な町の実現に向け大会宣言を採択いたしました。

１０月２８日、全国川西会議（ネットかわにし）総会が新潟県十日町市において開催されました。本町からは、本職と井上町議会議長が出席いたしました。会議では、災害時の相互支援

や顔の見える交流を継続していくことを確認するとともに、職員交流事業を実施することが決議されました。

11月1日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

11月3日、川西町民表彰式典を挙行政いたしました。

11月22日、第3回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、最近の交通事故発生状況について報告を受けた後、秋の交通安全・県民運動や夕暮れ時街頭啓発活動の報告を行うとともに、飲酒運転撲滅・冬の交通安全県民運動に係る実施計画について確認しました。

11月26日、第1回川西町介護保険運営協議会を開催いたしました。会議では、令和5年度川西町介護保険事業の実績及び第9期川西町介護保険事業計画の進捗状況について説明し、委員各位と意見交換を行いました。

次に、入札執行状況について、1件500万円以上の入札執行状況を報告いたします。

月日、9月25日、工事名、一般県道上伊佐沢川西線配水管布設（第2工区）工事、落札金額3,597万円、落札者、株式会社黒澤技建、代表取締役曾根祐司、外記載の10件の入札を執行したところです。

以上、町政の報告とさせていただきます。

○議長 町長の町政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

3番寒河江寿樹君、4番遠藤明子さん、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日12月3日より12月13日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

◎議第71号 花丘町下小松線防雪柵設置工事変更請負契約の締結について

○議長 日程第3、議第71号 花丘町下小松線防雪柵設置工事変更請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第71号 花丘町下小松線防雪柵設置工事変更請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容については、大河原地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私より、議第71号についてご説明申し上げます。

議第71号 花丘町下小松線防雪柵設置工事変更請負契約の締結について。

令和6年5月16日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した花丘町下小松線防雪柵設置工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

- 1 契約の目的 花丘町下小松線防雪柵設置工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約の金額 変更前 金7,172万円
変更後 金8,621万6,900円
比較 金1,449万6,900円の増

4 契約の相手方 山形県東置賜郡川西町大字上小松3964番地の2

有限会社 米野建設

代表取締役 米野 透

令和6年12月3日付提出、町長名でございます。

続いて、第1回契約の仮変更書、ご説明を申し上げます。

工事場所については、大字下小松地内であります。

完成期日は、令和6年12月20日。

変更前の請負代金額に対する増減額でございますが、1,449万6,900円の増額でございます。

なお、この契約書本文中、3行目になりますが、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものでございます。

令和6年11月13日付。

発注者、川西町長。

受注者、有限会社米野建設であります。

この変更工事の概要についてご説明申し上げます。

まず、こちら位置図でございますが、事業区間としては939.5メートルでございまして、現在4年計画の3年目の工事を施工中でございます。現在の施工延長が208メートルに對しまして、このたびの変更で51メートル延伸、変更しまして、259メートルとするものでございます。

平面図をご覧いただきたいと思います。

右側が北、左側が南であります、このポインターのここから左側、この区間が51メートルということで、現在施工中の箇所の南端から南に51メートル延伸するものでございます。

続いて、こちらの凡例でございますが、その工事に併せまして防雪柵設置工で51メートル、次に、この基礎工であります、鋼管杭が14本の増加、あわせて、路肩の保護工としまして、コンクリート打設が149.4平米の増というふうになったところでございます。

なお、こちらの工事の予算につきましては、さきの9月定例会において増額補正を可決いただいている内容でございます。

説明については以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第63号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）の専

決処分の承認について

○議長 日程第4、議第63号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第63号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるためであります。

内容については、大河原地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私より、議第63号についてご説明申し上げます。

議第63号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるものであります。

本日付提出、町長名でございます。

続いて、専第4号であります。

令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分するものであります。

令和6年9月24日付、町長名でございます。

続いて、令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第3号）であります。

総則、第1条、令和6年度川西町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正であります。

第2条、令和6年度川西町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

支出、第1款水道事業費用4億5,002万2,000円、400万円の増額、4億5,402万2,000万円の計。

第1項営業費用4億2,448万3,000円、400万円の増額、4億2,848万3,000円の計でございます。

次に、資本的収入及び支出の補正であります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入であります。第1款資本的収入1億1,020万3,000円、500万円の増額、1億1,520万3,000円の計。

第1項企業債1億720万円、500万円の増額、1億1,220万円の計であります。

続いて、支出であります。第1款資本的支出2億7,725万5,000円、500万円の増額、2億8,225万5,000円の計。

第1項建設改良費1億2,057万5,000円、500万円の増額、1億2,557万5,000円の計。

次に、企業債の補正であります。

第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改めるものであります。

水道事業債1億720万円、500万円の増額、1億1,220万円の計であります。

令和6年9月24日付、町長名でございます。

こちらの内容につきましては、議第63号資料によりご説明申し上げます。

令和6年度川西町水道事業会計専決補正予算（第3号）の概要であります。

まず、収益的支出であります。

1 款水道事業費、1 項営業費用、2 目配水及び給水費400万円の増額、こちらは漏水の修理の委託料でございます。

続いて、資本的収入であります。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債500万円の増額でありまして、こちらは水道事業債でございます。

次に、資本的支出であります。1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水設備改良費500万円の増額であります。こちらは大塚地区交流センターの配水管布設工事の費用でございます。大塚地区交流センターの駐車場の配水管につきましては、春先から漏水が頻発しておりまして、小学校並びに大塚地区交流センター等の施設にいろんな影響を与えてきたということがございます。その結果、今後、それらの影響をなくすために、そういったことを鑑みながら布設替工事を実施するものでございます。

説明については以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第64号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第4号）の専決処
分の承認について

○議長 日程第5、議第64号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第64号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるためであります。

内容については、坂野財政課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 私から、議第64号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度川西町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

続いて、専第5号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分したものでございます。

令和6年10月1日付、町長名でございます。

続いて、令和6年度川西町一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度川西町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,171万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億8,350万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月1日付、町長名でございます。

内容は、1事業のみでございますので、この補正予算書に基づいてご説明を申し上げます。

こちらが第1表になります。歳入並びに第2表の歳出、補正額並びに合計額につきましては、先ほど申し上げたとおりの金額でございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます。

まず、歳出であります。2款4項6目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費でございます。補正額は1,171万8,000円の増額、財源につきましては、国県支出金が同額

でございます。

内容であります、説明の欄にございます衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費ということで、ここに記載の各節ごとに増額補正を行ったものでございます。

なお、この財源といたしましては、16款3項1目総務費委託金、補正額は1,171万8,000円の増額、第4節の選挙費委託金といたしまして、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査交付金ということで、県からの支出金として1,171万8,000円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議第67号 川西町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第68号 指定管理者の指定について

◎議第69号 指定管理者の指定について

◎議第70号 指定管理者の指定について

◎議第65号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第5号）

◎議第66号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長 日程第6、議第67号 川西町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第11、議第66号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）までの6議案を、議事の都合により一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第67号 川西町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案申し上げます。

提案理由については、令和7年度から組織改編に伴い、関係条例を改正するため提案する

ものであります。

内容については、有坂総務課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 有坂総務課長。

○総務課長 それでは、私から、議第67号 川西町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

川西町課設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、こちら添付しております資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、1の概要でございます。

現組織体制については、課により職員数や業務範囲に偏りがあることや人口減少社会の到来、今後の職員数の減少、他自治体との比較等からも組織体制の見直し、課数の縮小が必要である。

また、課の所掌事務についても課の業務が特化している、業務範囲及び量に偏りがある、業務の複雑化及び多様化により課を超えた横断的な業務が増えているなどから、課の再編と所掌事務の見直しを行い、関係条例を改正するものである。

2、改正の内容でございます。

現行12課（教育委員会、議会事務局を除きます。）を10課に改編する内容でございます。
改正前の課、改正後の課、こちら記載のとおりでございます。

3、施行期日として令和7年4月1日からと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 町長。

○町長 議第68号 指定管理者の指定について提案申し上げます。

提案理由については、川西町斎場の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

内容については、中山住民課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 中山住民課長。

○住民課長 それでは、私から、議第68号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

次の施設の指定管理者を指定することについて。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、川西町斎場。

指定管理者となる団体の名称、川西町斎場共同企業体。

指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

本日付提出、町長名でございます。

斎場の指定管理につきましては、公募により選定を行ったところでございます。公募を行ったところ、2社の申請があり、記載のとおり川西町斎場共同企業体が選定されたところでございます。この共同企業体につきましては、株式会社ナウエルと東北警備保障株式会社の2社で企業体を設立した団体でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 議第69号 指定管理者の指定について提案申し上げます。

提案理由については、川西町たまにわ堆肥センターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

内容については、内谷産業振興課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 内谷産業振興課長。

○産業振興課長 私より、議第69号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

次の施設の指定管理者を指定することについて。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称、川西町たまにわ堆肥センター。

指定管理者となる団体の名称、株式会社ランピードたまにわ。

指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

本日付提出、町長名でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 議第70号 指定管理者の指定について提案申し上げます。

提案理由については、かわにし森のマルシェの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

内容については、内谷産業振興課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 内谷産業振興課長。

○産業振興課長 私より、議第70号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

次の施設の指定管理者を指定することについて。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称、かわにし森のマルシェ。

指定管理者となる団体の名称、株式会社かわにし森のマルシェ。

指定の期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

本日付提出、川西町長名です。

以上です。

○議長 町長。

○町長 議第65号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第5号）を提案申し上げます。

令和6年川西町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,466万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億2,816万8,000円とするものであります。

以下、内容については、坂野財政課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 私から、議第65号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

令和6年度川西町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、先に第2表からご説明を申し上げます。

第2表債務負担行為補正。追加で4件ございます。

まず、1つ目ではありますが、ガバメントクラウド関連業務のうち標準化外業務に係るシス

テム構築委託料、期間は令和6年度から令和12年度まで、限度額は6,600万円でございます。

続いて、住基ネットシステム機器更新等に係るリース料、期間は令和6年度から令和12年度まで、限度額は2,550万円。

続いて、川西町斎場に係る指定管理委託料、期間は令和6年度から令和11年度まで、限度額は7,595万円。

続いて、かわにし森のマルシェに係る指定管理料、期間は令和6年度から令和9年度まで、限度額は4,350万円でございます。

続いて、第3表でございます。

地方債補正といたしまして、追加2件でございます。

まず、1つ目、学校教育施設等整備事業、限度額は6,970万円。

2つ目が緊急浚渫推進事業、限度額は1,100万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、ここに表示しているとおりでございます。

続いて、変更3件でございます。

まず、1つ目、公共事業等、補正後の限度額は6,900万円で、6,020万円の増額でございます。

2つ目、一般単独事業、補正後の限度額は380万円で、280万円の増額。

3つ目が過疎対策事業、補正後の限度額は10億5,460万円で、1億2,470万円の減額でございます。

合計ですが、補正後の限度額17億8,261万円で、1,900万円の増となります。

続いて、第1表の関係は、別紙資料でご説明を申し上げます。

初めに、歳出であります。これは性質別区分の補正額と主な内容についてご説明を申し上げます。

No. 1、補助費等、補正額は5,732万1,000円の増額。1段目にあります障がい介護給付等事業、国庫支出金返還金1,191万8,000円の増額、以下4件につきましては、令和5年度の事業費確定により補助金の精算、返還を行うもの、これらの補正内容でございます。

続いて、No. 2、物件費1,736万8,000円の増額。このうち感染症予防・予防接種事業、定期接種等委託料として900万円の増額。これにつきましては、今年度の接種状況を見込み増額するものでございます。

続いて、No. 3、維持補修費1,782万円の増額。冬期交通確保事業、除雪委託料の増額であります。除雪の待機保障時間を延長するための増額でございます。

続いて、No. 4、扶助費 1 億3,271万5,000円の増額。このうち障がい介護給付等事業、障害介護給付費扶助9,798万6,000円の増額。これは、制度改正や利用者増による増額でございます。こちらの子育て支援医療事業、医療費扶助1,440万6,000円の増額。これにつきましては、これまでの状況、今後の利用者の増を見込み増額するものでございます。

続いて、No. 5、普通建設事業費（補助）10万円の増額。農村地域防災減災（長堀）事業、実施計画策定業務委託料の増額を行うものでございます。

続いて、No. 6、普通建設事業費（単独）1,913万7,000円の増額。このうち河川管理事業、河川浚渫工事請負費1,100万円の増額などでございます。

続いて、No. 7、積立金20万2,000円の増額。森林環境譲与税基金積立てを行うものでございます。

歳出合計 2 億4,466万3,000円の増額。

続いて、歳入でございますが、No. 1、地方譲与税20万2,000円の増額。森林環境譲与税の増額でございます。

続いて、No. 2、分担金及び負担金11万7,000円の増額。老人保護措置費負担金の増でございます。

続いて、No. 3、国庫支出金4,998万3,000円の増額。このうち障害者自立支援給付費国庫負担金としまして4,327万円の増額。

続いて、No. 4、県支出金3,985万2,000円の増額。このうち障がい者自立支援給付費県負担金として2,163万5,000円の増額。

続いて、No. 5、寄附金30万円の増額。片倉 尚様よりご寄附いただいたものでありますが、これにつきましては、指定寄附でございまして、フレンドリープラザ30周年記念事業の事業費として支出いたします。

続いて、No. 6、繰入金 1 億1,381万2,000円の増額。このうち財政調整基金繰入金 1 億128万4,000円の増額などでございます。

No. 7、諸収入2,139万7,000円の増額。このうち置賜広域病院企業団過年度構成団体負担金の精算金として1,858万1,000円の増額でございます。

No. 8、町債1,900万円の増額。それぞれここに表示している各事業の起債の増額でございます。

歳入合計 2 億4,466万3,000円の増額。

なお、この補正後の財政調整基金の残高は、6 億8,832万6,000円となりまして、令和 6 年

度の標準財政規模に占める割合は10.2%となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 議第66号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）を提案申し上げます。

第1条、令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

以下、第2条からの内容については、大河原地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私より、議第66号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

第1条は、町長がただいま申し上げましたので、割愛させていただきます。

収益的支出の補正。

第2条、令和6年度川西町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

支出。

第1款水道事業費 4億5,402万2,000円、600万円の増額、4億6,002万2,000円の計であります。

第1項営業費用 4億2,848万3,000円、600万円の増額、4億3,448万3,000円の計であります。

続いて、資本的収入及び支出の補正であります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

まず、収入であります。第1款資本的収入 1億1,520万3,000円、500万円の増額、1億2,020万3,000円の計。

第1項企業債 1億1,220万円、500万円の増額、1億1,720万円の計。

次に、支出であります。第1款資本的支出 2億8,225万5,000円、500万円の増額、2億8,725万5,000円の計。

第1項建設改良費 1億2,557万5,000円、500万円の増額、1億3,057万5,000円の計であります。

企業債の補正。

第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改めるものであります。

水道事業費 1億1,220万円、500万円の増額、1億1,720万円の計でございます。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、資料に基づいてご説明申し上げます。

議第66号資料、令和6年川西町水道事業会計補正予算（第4号）の概要でございます。

まず、収益的支出であります。1款水道事業費、1項営業費用、2目配水及び給水費600万円の増額でありまして、こちらは漏水修理の委託料で増額でございます。

続いて、資本的収入であります。1款資本的収入、1項企業債、1目企業債500万円の増額、こちらは企業債でございます。

続いて、資本的支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備改良費500万円の増額、こちらは県道上伊佐沢川西線の配水管の布設工事の費用でございます。

説明については以上でございます。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑ではなく、総括的な質疑となるようご留意願います。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第12、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定により、議第67号 川西町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第11、議第66号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）までの6議案を、内容審査のため既に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会及び予算特別委員会に付託することに

決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、公益社団法人日本理科教育振興協会より、令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い、一般社団法人日本教材備品協会より、学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い、川西町商工会より、令和7年度川西町商工会重要事業要望書、一般社団法人中国における臓器移植を考える会より、臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書の提出の陳情、一般社団法人山形県建設業協会より、令和6年度建設振興策に関する要望書、鶴岡市、漆山ひとみ氏より、国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての陳情が、お手元に配付のとおり提出されておりますのでご覧ください。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午前10時21分)